

平成23年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成23年5月10日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 選挙第1号 議長選挙
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 選挙第2号 副議長選挙
 - 日程第 6 議席の指定
 - 日程第 7 常任委員会委員の選任
 - 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第 9 議会だより編集特別委員会委員の選任
 - 日程第10 選挙第3号 根室北部衛生組合議会議員の選挙
 - 日程第11 選挙第4号 根室北部消防事務組合議会議員の選挙
 - 日程第12 選挙第5号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
 - 日程第13 町長行政報告
 - 日程第14 報告第3号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第15 報告第4号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第16 報告第5号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第17 報告第6号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第18 報告第7号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第19 報告第8号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第20 報告第9号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇 紀美夫 君	副町長	鈴木 日出男 君
教育長	池田 栄 寿 君	総務企画財政課長	寺澤 哲也 君
総務企画財政課参事	佐藤 行 広 君	税務課長	野理 幸文 君
税務課参事	櫻井 房 雄 君	町民生活課長	五十嵐 勝彦 君
保健福祉課長	渡辺 憲 爾 君	保健福祉課長補佐	堺 昇 司 君
地域包括ケア支援センター課長	斉藤 健 治 君	環境管理課長	川端 達也 君
水産商工観光課長	石田 順 一 君	建設水道課長	高橋 力也 君
学務課長	太田 洋 二 君	社会教育課長	中田 靖 君
郷土資料室長	涌坂 周 一 君	診療所事務長	工藤 勝利 君
診療所事務課長	対馬 憲 仁 君	会計管理者	嶋 勝彦 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 久保田 誠 君 次 長 大沼 良 司 君

午前10時00分 開会

◎臨時議長紹介・あいさつ

○事務局長（久保田誠君） おはようございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、高村和史議員が年長の議員ですので、御紹介いたします。

高村和史議員、議長席をお願いします。

（年長高村和史議員君、議長席に着く）

○臨時議長（高村和史君） おはようございます。ただいま紹介されました高村和史でございます。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会・開議宣告

○臨時議長（高村和史君） ただいまの出席議員は10人でございます。定足数に達しましたので、平成23年第3回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（高村和史君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議員を指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（高村和史君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、臨時議長において、湊屋稔君及び田中良君を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号議長選挙

○臨時議長（高村和史君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。
選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。
議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（高村和史君） ただいまの出席議員は10名です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第31条第2項の規定により、高島讓二君及び小野哲也君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（高村和史君） ただいま、お手元に投票用紙が配付されました。確認しま
す。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高村和史君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（高村和史君） 確認したと思います。異状ありませんか。
念のために申し上げます。

本日の投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に
応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（久保田誠君） それでは、記載所において記載の上、投票願います。

1番湊屋稔議員、2番田中良議員、3番高島讓二議員、5番小野哲也議員、6番坂本志
郎議員、7番松原臣議員、8番村山修一議員、9番鹿又政義議員、10番佐藤晶議員、4
番高村和史議員。

○臨時議長（高村和史君） 投票漏れの確認をいたします。お手元の投票券はお持ちでな
いですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高村和史君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

高島讓二君、小野哲也君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（高村和史君） 選挙が終わりました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票でございます。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。その
うち、有効投票10票でございます。無効投票はゼロ票でございます。有効投票のうち、

小野哲也議員 1 票、村山修一議員 7 票、佐藤晶議員 2 票。

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は 3 票でございます。したがって、村山修一君が議長に当選されました。（拍手）

議場の出口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（高村和史君） ただいま議長に当選されました村山修一君が議場におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 16 分 再開

○臨時議長（高村和史君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長に当選されました村山修一君から発言を求められておりますので、これを許します。

村山修一君。

○議長（村山修一君） お許しをいただきましたので、一言就任のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議長に選任をいただき、まことにありがとうございます。謹んでお受けするとともに、その重責を全うすべく職務に励んでまいる所存であります。もとより、浅学非才ではありますが、議長として、中立、公平の立場を堅持しながら、議会本来の責務を遂行できますよう、誠心誠意努めさせていただきます。議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

次に、町長さん初め、理事者、そして職員各位に申し上げます。議会といたしましては、いたづらに摩擦を起こすようなことは現に避けなければなりません、同時に、安易な妥協に陥ることがあってはならないと考えております。お互いの立場を尊重しつつ、町長の信託にこたえなければならないと決意しているところであります。これらのことを念頭に置きながら議会運営をしてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（高村和史君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

大変、御協力ありがとうございました。

村山修一議長、議長席にお着き願います。

（議長村山修一君、議長席に着く）

○議長（村山修一君） これより、議長としての職務を執行させていただきます。

◎日程第 4 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第4 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第5 選挙第2号副議長選挙

○議長（村山修一君） 日程第5 選挙第2号副議長選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖願います。

（議場閉鎖）

○議長（村山修一君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に坂本志郎君及び松原臣君を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（村山修一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（村山修一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（久保田誠君） それでは、記載所において記載の上、投票願います。

1番湊屋稔議員、2番田中良議員、3番高島讓二議員、4番高村和史議員、5番小野哲也議員、6番坂本志郎議員、7番松原臣議員、9番鹿又政義議員、10番佐藤晶議員、8番村山修一議員。

○議長（村山修一君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

坂本志郎君、松原臣君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(村山修一君) 選挙の結果を報告します。

有効投票10票です。無効投票ゼロ。有効投票のうち、湊屋稔君3票、小野哲也君1票、松原臣君4票、鹿又政義君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、松原臣君が副議長に当選されました。

(拍手)

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(村山修一君) ただいま副議長に当選されました松原臣君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長に当選されました松原臣君から発言を求められておりますので、これを許します。

松原臣君。

○副議長(松原臣君) 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員の皆様のご御推挙により副議長に選ばれましたことは、この上もなく栄光に存じますとともに、その責務を重大さを痛感するものであります。村山議長のもと、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう、及ばずながら誠心誠意努力していきたいと思っております。

皆様方の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、また、簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

◎日程第6 議席の指定

○議長(村山修一君) 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

なお、議長及び副議長の議席は、議会会議規則等運用規定により、最終番号の10番は議長、副議長は9番といたします。

事務局長。

○事務局長（久保田誠君） それでは、議席を申し上げます。

議席番号1番湊屋稔議員、2番田中良議員、3番高島讓二議員、4番高村和史議員、5番小野哲也議員、6番坂本志郎議員、7番鹿又政義議員、8番佐藤晶議員、9番松原臣議員、10番村山修一議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、あらかじめ希望をとっておりますので、それをできるだけ尊重し、また、これまでの前歴等を勘案した上で、副議長を含め協議し、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員の選考のため、暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に希望を考慮し、また、希望の多い委員会については副議長と協議、調整しました結果を、事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（久保田誠君） 各常任委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会、佐藤晶議員、坂本志郎議員、小野哲也議員、田中良議員、村山修一議員。経済文教常任委員会、鹿又政義議員、高村和史議員、高島讓二議員、湊屋稔議員、松原臣議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま、事務局長より報告のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

総務民生常任委員会委員長に坂本志郎君、副委員長に田中良君。経済文教常任委員会委員長に湊屋稔君、副委員長に高村和史君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本委員会の委員の選任につきましては、申し合わせにより、各常任委員長及び各常任委員会より1名から成る計4名で構成することになっております。

委員会条例第6条第1項の規定により、各常任委員会より互選された委員を議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会では委員会を開催し、議会運営委員の互選をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において議会運営委員会委員の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務民生常任委員会から、坂本志郎君、田中良君、経済文教常任委員会から、湊屋稔君、高村和史君、以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。正副議長室でお願いします。

暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に田中良君、副委員長に高村和史君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第9 議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本特別委員会の委員につきましては、議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定に

より、4名で構成することになっております。

この選考に当たりましては、正副議長及び各常任委員長で協議の上、議長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員選考のため、暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時37分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に委員の選考を行った結果を事務局長より報告させます。
事務局長。

○事務局長(久保田誠君) 議会だより編集特別委員会委員を報告します。

小野哲也議員、田中良議員、高島讓二議員、湊屋稔議員、以上でございます。

○議長(村山修一君) ただいま、事務局長より報告のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に高島讓二君、副委員長に田中良君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 選挙第3号根室北部衛生組合議会議員の選挙

○議長(村山修一君) 日程第10 選挙第3号根室北部衛生組合議会議員の選挙を行い

ます。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、組合同規約第5条第2項の規定により、4名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部衛生組合同議会議員の選任については、関係3町ともそれぞれ関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この組合同議員には、議長、副議長、総務民生常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長、以上の4名を組合同議員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、根室北部衛生組合同議会議員になることに決定いたしました。

◎日程第11 選挙第4号根室北部消防事務組合同議会議員の選挙

○議長(村山修一君) 日程第11 選挙4号根室北部消防事務組合同議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、組合同規約第5条第2項の規定により、4名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部消防事務組合議会議員の選任については、関係 4 町とともにそれぞれに関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この組合議員には、議長、副議長、経済文教常任委員会委員長と、消防関係議員として佐藤晶君、以上の 4 名を組合議員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、根室北部消防事務組合議会議員になることに決定しました。

◎日程第 12 選挙第 5 号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長（村山修一君） 日程第 12 選挙第 5 号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により広域連合規約第 8 条第 2 項の規定により、4 名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選任については、関係 4 町ともそれぞれに関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この広域連合議員は、議長、副議長、総務民生常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長、以上 4 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員になることに決定いたしました。

ここで、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。午後 1 時再開します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第13 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇紀美夫君） 本日、平成23年羅臼町議会第3回臨時会を開催いたしましたところ、議員皆様全員の御出席を賜り、提出議案の御審議をいただけますことにつきましてお礼を申し上げます。

お許しをいただき、行政報告の前に少し時間をいただき、お話をさせていただきます。議員皆様におかれましては、このたびの羅臼町議会議員選挙におきまして、それぞれ万全の体制で選挙戦に臨まれ、結果として立候補者全員当選という無投票当選を果たされました。ここに深く敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げる次第でございます。大変おめでとうございました。

同時に、私も三度、羅臼町長選挙に立候補させていただき、おかげをもちまして、皆様と同様に無投票当選の栄に浴させていただきました。今日まで、町民の皆様はもとより、歴代議員、理事者の皆様方が、艱難辛苦を重ねながら、営々として築いてこられたこのまちの運営を引き続き担う重責を、これまで以上に強く感じております。

先刻、議長に村山修一議員、副議長に松原臣議員がそれぞれ選任されました。まことにおめでとうでございます。また、各常任委員会の正副委員長も選任され、議会の機能がスタートすることとなりました。執行機関である町長と議決機関である議会は、それぞれ役割と立場、権限等の相違はありますが、町民の幸せと町の発展のために力を尽くすという思いは同じであると信じております。

私は3期目の町政を推進するための指針として、町民が安心して暮らし、元気で頑張れるまちづくりを提唱いたしました。そのためには、一つとしては医療の再生、二つ目としては産業の活性、三つ目としては行財政の安定と、また、特別課題として、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。その具体策等につきましては、6月定例会において行政執行方針の中で明らかにしてまいりたいと考えております。町民の皆様を愛する思いを力として、さらなる協働のまちづくりを目指し、町民の幸せと羅臼町発展のため、精進を重ねながら全力を尽くしてまいりたいと存じますので、議員皆様のさらなる特段の御指導、御鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。

さて、行政報告であります。1件申し上げます。

東日本大震災における緊急消防援助隊員の派遣並びに支援物資、義援金の送付についてでございます。被災地からの要請を受け、緊急消防援助隊北海道隊として3月11日から4月30日まで、派遣部隊延べで320部隊、1,296名が岩手県石巻市に派遣されました。根室北部消防事務組合は、道東ブロック、釧路市消防本部に編入され、救急車1台、大型バス1台、救急隊員3名、緊急交代要員4名、後方支援要員2名の計9名の隊員を派遣、このうち、羅臼消防署からは3月22日から31日まで、向口副士長、4月17日から23日まで松川副士長の2名の隊員を派遣いたしました。派遣された2名の隊員から現地の支援活動は大変厳しい状況であったという報告を受けております。なお、北海道隊の派遣につきましては、5月1日をもって終了となりました。

次に、被災地等に対する物資の支援であります。北海道を通じて要請がありました指定品目について、羅臼町として21年度に防災備品として購入し、各町内会会館等に保管しておりました備蓄品、毛布を150枚、防寒シート260枚、ポータブルストーブ12個、ラジオライト26個を緊急支援として、北海道災害対策本部を通じて3月24日に送付いたしました。

さらには、北海道からの呼びかけによる支援物資であります。町民から39件の提供がありました。品目はカップめん268個、トイレトペーパー364個、箱ティッシュ465個、ノート228冊、筆記用具590本、消しゴム120個、その他に、粉ミルク、紙おむつ、絵本等の多くの支援物資が集まり、北海道を通じ被災地に送付いたしました。なお、北海道の支援物資につきましては、4月15日をもって終了しております。

次に、東北関東大震災義援金につきましては、5月6日現在で120件、453万2,083円であります。既に、4月8日に第1回目の送金として、340万2,437円を日本赤十字社を通じ送金させていただきました。義援金の受付につきましては、9月30日までとなっております。また、社会福祉協議会の共同募金につきましては、4月末で398万3,397円との報告を受けております。さらに、北海道町村会144町村の連名をもって、岩手、宮城、福島県の町村会に対し、各5,000万円、計1億5,000万円を義援金として全道町村会長が持参をいたしました。

東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を念願しております。このたびの震災支援に対し、多くの温かい支援物資並びに義援金を提供いただきました羅臼町民の皆様方に心よりお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わります。

◎日程第14 報告第3号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第14 報告第3号専決処分した事件の承認についてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇紀美夫君） ただいま上程されました、報告第3号専決処分した事件の承認についてであります。また、この後、予定されております報告第4号から9号までの7件につきましては、それぞれ専決処分した事件の承認についてであります。各会計の補正予算が5件、条例改正が2件であります。そのうち、報告第3号の専決処分した事件の承認の一般会計の補正につきましては、2億5,336万円と多額になってございますけれども、このことにつきましては、22年度の決算見込み並びに財政運営上の調整にかかわるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長をして説明をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成23年3月31日でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,336万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,854万円とする。

2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税、182万円を追加し、667万5,000円、

2項自動車重量譲与税、184万4,000円を減額し、1,600万6,000円、3項地方道路譲与税、121万3,000円を減額し、1,000円。

3款1項利子割交付金、9万円を減額し、302万5,000円。

4款1項配当割交付金、17万6,000円を減額し、76万5,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、39万1,000円を減額し、24万7,000円。

6款1項地方消費税交付金、110万4,000円を減額し、6,831万2,000円。

7款1項自動車取得税交付金、154万4,000円を減額し、455万6,000円。

8款1項地方特例交付金、572万2,000円を追加し、956万6,000円。

9款1項地方交付税、1億7,645万1,000円を追加し、20億7,611万1,000円。

10款1項交通安全対策特別交付金、11万円を減額し、48万9,000円。

11款分担金及び負担金、8万2,000円を追加し、4,487万1,000円。2項負担金、8万2,000円を追加し、4,180万円。

16款1項寄附金、132万5,000円を追加し、7,044万3,000円。

18款1項繰越金、7,302万3,000円を追加し、8,588万8,000円。

19款諸収入、140万9,000円を追加し、3,304万9,000円。4項雑入、140万9,000円を追加し、3,167万4,000円。

歳入合計、2億5,336万円を追加し、39億7,854万円。

歳出でございます。

2款総務費、2億7,274万2,000円を追加し、12億1,807万8,000円。

1項総務管理費、2億7,274万2,000円を追加し、11億8,190万4,000円。

3款民生費、130万円を減額し、4億4,081万9,000円。1項社会福祉費、130万円を減額し、3億3,777万3,000円。

4款衛生費、510万2,000円を減額し、5億7,875万6,000円。1項保健衛生費、303万円を減額し、2億4,082万6,000円。3項清掃費、207万2,000円を減額し、3億3,069万5,000円。

7款土木費、1100万円を減額し、5,232万5,000円。2項道路橋りょう費、1,100万円を減額し、5,132万7,000円。

9款1項公債費、198万円を減額し、4億6,889万7,000円。

歳出合計、2億5,336万円を追加し、39億7,854万円。

6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名につきましては、地域活性化交付金、きめ細やかな交付金で2,439万4,000円、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、2

375万円を次年度に繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正の事項別明細書で説明をさせていただきます。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、182万円の追加、2項1目自動車重量譲与税、184万4,000円の減額、3項1目地方道路譲与税、121万3,000円の減額。

3款1項1目利子割交付金、9万円の減額。

4款1項1目配当割交付金、17万6,000円の減額。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、39万1,000円の減額。

6款1項1目地方消費税交付金、110万4,000円の減額。

7款1項1目自動車取得税交付金、154万4,000円の減額。

8款1項1目地方特例交付金、572万2,000円の追加でございます。それぞれ、国及び道の交付額の決定に伴う増減でございます。

9款地方交付税、9ページをお願いいたします。1項1目地方交付税、1億7,645万1,000円の追加でございます。これによりまして、普通交付税につきましては、17億1,260万2,000円となるものでございます。特別交付税は、3億6,350万9,000円ということになります。

10款1項1目交通安全対策特別交付金、11万円の減額、これにつきましても国の交付額の決定によるものでございます。

11款分担金及び交付金2項負担金1目総務費負担金、8万2,000円の増額でございます。追加でございますが、これにつきましては、北浜・相泊地区共聴施設整備の受益者負担1件分の負担分でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、132万5,000円の追加につきましては、診療所改築に9件の寄附をいただいたものでございます。

18款1項1目繰越金、7,302万3,000円につきましては、前年度の繰越金でございます。

19款諸収入4項3目雑入、140万9,000円の追加につきましては、老人保健事業特別会計が廃止に伴う剰余金を雑入で受けるものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2億7,458万2,000円の追加でございます。それぞれ積み立てするものでございまして、財政基盤安定確保のために、財政調整基金に9,325万7,000円、減債基金に8,000万円、文教施設整備基金に1億円、知床・羅臼まちづくり基金に寄附金132万5,000円をそれぞれ積み立てるものでございます。7目自治振興費4万7,000円の追加につきましては、北浜・相泊地区の共聴施設1世帯増に伴う工事費の増額でございます。17目協働のまちづくり推進事業

費 188万7,000円の減額につきましては、事業の確定によるものでございますが、今回のいきいき地域提案型事業につきましては1件の実施ということでございまして、今後につきましては、広く活用される状況をつくる体制をつくってまいりたいというふうに考えてございます。

3款民生費1項社会福祉費5目心身障害者医療費、130万円の減額につきましては、扶助費の確定でございます。

4款衛生費1項保健衛生費6目合併処理浄化槽普及費、303万円の減額でございます。合併処理浄化槽の設置補助金でございます。本年度は18件の設置を見たところでございますが、今後におきましても設置促進に努めてまいります。13ページをお願いいたします。3項の清掃費1目清掃総務費、207万2,000円の減額でございます。根室北部廃棄物処理連組合負担金でございまして、額の確定による減額でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、1,100万円の減額でございます。今年度、降雪量が少なかったため、除雪機械借上料の減額でございます。

9款1項公債費2目利子、198万円の減額につきましては、一時借入金の利子確定に伴う減額でございます。それぞれ専決処分いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第15 報告第4号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第15 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 15ページをお願いします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、

承認を求めるものです。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成23年3月31日です。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,484万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

18ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

3款国庫支出金、644万8,000円を追加し、3億3,255万6,000円。2項国庫補助金、644万8,000円を追加し、歳入合計が11億9,484万2,000円となるものです。

歳出です。

10款諸支出金、644万8,000円を追加し、1,521万3,000円。3項繰出金、644万8,000円を追加し、歳出合計、11億9,484万2,000円となるものです。

20ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金で、644万8,000円の追加です。特別調整交付金の額の確定によるものでございます。この交付金は、国民健康保険僻地直営診療所の運営費に係る部分でございます。これにより、歳入合計は11億9,484万2,000円となるものです。

22ページをお願いします。

歳出です。

10款諸支出金3項1目繰出金、644万8,000円の追加であります。国保診療所会計へ繰り出すものでございます。なお、今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、さきの第3回国保運営協議会に報告し、承認されておりますことを申し添えます。

よろしくをお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第16 報告第5号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第16 報告第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 24ページをお願いします。

報告第5号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成23年3月31日です。

平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の老人保健事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

この老人保健事業につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度へ移行したことにより平成19年度において終了しておりますが、医療費等の遅延分に係る過誤請求が考えられることから、本会計を平成22年度末まで存続することになっておりました。つ

きましては、3月31日までに歳入歳出の清算が終了したことから、会計を廃止し、余剰金を一般会計に引き継ぐものでございます。

27ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

2款国庫支出金1項国庫負担金、34万3,000円を追加し、36万9,000円。

5款1項繰越金、106万6,000円を追加し、歳入合計、140万9,000円の追加で155万8,000円となるものです。

歳出です。

3款諸支出金、140万9,000円を追加し、141万円。2項繰出金、140万9,000円を追加し、歳出合計、155万8,000円となるものでございます。

29ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入です。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費負担金、34万3,000円の追加です。医療費負担金の現年度分の確定によるものであります。

5款1項1目繰越金につきましては、新設です。補正額106万6,000円につきましては、前年度からの繰越金です。

これにより、歳入合計は、140万9,000円を追加し、155万8,000円となるものであります。

31ページをお願いします。

歳出です。

3款諸支出金2項1目繰出金、140万9,000円の追加であります。一般会計へ繰り出しをするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第17 報告第6号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第17 報告第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の33ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

34ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成23年3月31日でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款診療収入1項外来収入、644万8,000円を減額し、1億4,508万9,000円。

4款繰入金1項他会計繰入金、644万8,000円を追加し、1億3,669万3,000円。

歳入合計、補正額はございませんので、補正後の歳入合計額は3億6,352万8,000円となるものでございます。

37ページ、歳出でございます。

歳出の補正はございませんので、補正後の歳出合計額は3億6,352万8,000円となるものでございます。

38ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

1款診療収入1項1目外来収入、644万8,000円を減額するものでございます。

内容につきましては、財源調整のため減額するものでございます。

4款繰入金1項他会計繰入金2目国民健康保険事業特別会計繰入金に644万8,000円追加するものでございます。内容につきましては、国民健康保険事業におきまして、診療所の運営費が特別調整交付金の対象として認められたことから、国民健康保険事業特別会計に交付される交付金を繰り入れるものでございます。

40ページをお願いします。

歳出でございますが、このたびの補正予算につきましては、歳入の補正のみでございます。歳入の補正額はございません。

なお、この補正予算につきましては、第3回国保運営協議会に報告し、承認をいただいているものでございますので、御報告申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第18 報告第7号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第18 報告第7号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 42ページをお願いします。

報告第7号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めます。

専決処分書です。

羅臼町国民健康保険条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成23年3月31日です。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第6項を削る。

附則第1項、施行期日です。この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2項、経過措置、施行期日前に出産した被保険者に係る羅臼町国民健康保険条例第8条の2の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

改正前の出産育児一時金の支給につきましては、第8条の2において35万円となっておりますが、附則第6項において、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産の一時金につきまして、35万円を39万円とする暫定的な引き上げがされていたところでございます。この暫定的に引き上げた支給額について、健康保険法施行令等の一部改正する政令が公布され、平成23年4月1日から恒久化されたものでございます。

今回専決処分させていただきました羅臼町国民健康保険条例の一部改正する条例につきましては、さきの第3回国保運営協議会に報告し、承認されておりますことを申し添えます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第7号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 報告第7号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第19 報告第8号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第19 報告第8号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の45ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分した事件の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

46ページをお願いいたします。

専決処分書。

羅臼町特別会計条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成23年3月31日であります。

47ページをお願いいたします。

羅臼町特別会計条例の一部を改正する条例。

本条例は、老人保健事業から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、老人保健事業特別会計を廃止し、条文より老人保健事業特別会計を削除するものであります。

附則としてこの条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

また、経過措置として、羅臼町老人保健事業特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例によるものであります。

なお、参考資料の2ページ、資料2に新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第8号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 報告第8号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第20 報告第9号専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第20 報告第9号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の48ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分した事件の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

49ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成23年4月1日でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,856万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

51ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金、36万円を追加し、36万1,000円。

歳入合計、36万円を追加し、36億2,856万5,000円。

歳出でございます。

2款総務費、36万円を追加し、5億459万2,000円。1項総務管理費、36万円を追加し、4億7,243万1,000円。

歳出合計、36万円を追加し、36億2,856万5,000円。

53ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

18款1項1目繰越金、36万円の追加でございます。前年度繰越金でございます。

55ページをお願いいたします。

歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、36万円の追加でございます。消防事務組合の負担金でございまして、3月11日の東日本大震災に伴う緊急消防援助隊派遣に伴う費用負担でございます。

以上、専決処分させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第9号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 報告第9号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件について

○議長（村山修一君） 日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので承認したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 1時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員